

浜口雄幸の内政構想と政治環境

——民政党総裁期——

名古屋大学 川田 稔 (kawada@info.human.nagoya-u.ac.jp)

The domestic policy of Hamaguchi Osachi in the early Showa

Minoru Kawada (Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan)

Abstract

Hamaguchi Osachi is one of the most important Japanese politicians in history. He helped bring about the Japan-China Tariff Treaty, introduced the gold standard, and concluded the London Naval Disarmament Treaty as Japanese prime minister in the early-Showa era. This paper studies the ideas behind his domestic policy, considering the political situation around him. Specifically, it deals with Hamaguchi's criticism of the domestic policy of the Tanaka administration, his stimulative measures, his theory of the constitution and social policy, and his correspondence about the political situation concerning the actions of the Seiyukai and the Minseito, etc. These are part of the study of Hamaguchi's political ideas and the political environment at that time.

Key words

Hamaguchi Osachi, domestic policy, early Showa era, Tanaka administration, Minseito, Seiyukai

1. 浜口と田中

浜口雄幸は、1927年（昭和2年）より民政党初代総裁をつとめ、いわゆる戦前政党政治の絶頂期にあたる、1929年（昭和4年）から1931年（昭和6年）まで、内閣総理大臣としていわゆる浜口民政党内閣をひきいた人物であり、原敬、加藤高明などとならんで、政党政治期を代表する政治家の一人として知られている。

だが、彼の政治活動やそれを支えた政治構想についての本格的な研究は、ほとんどなされていない。現在日本は大きな転換期にあり、今後その方向性を考えていくうえでも、戦前政党政治期の外交・内政上の政治的経験があらためて注目されている。

本稿は、浜口の政治構想と政治活動に関する研究の一環として、彼の民政党総裁期の内政構想とそれをとりまく政治環境を検討しようとするものである。この時期の構想が、のちの首相在任期の、金解禁や緊縮財政、海軍軍縮などの諸政策のベースをなすこととなる。なお同時期の外交政策については、すでに別稿のかたちで発表している^①、そちらを参照願えれば幸いである。

浜口は、1870年（明治3年）高知県に生まれ、東京帝国大学卒業後、大蔵省にはいるが専売局長官在任中、第三次桂内閣の逡相後藤新平に請われ逋信次官に就任、政界に転じた。その後、衆議院議員となり、立憲同志会、憲政会を経て、立憲民政党初代総裁に就き、1929年（昭和4年）7月、浜口民政党内閣を組織する。その間、蔵相、内相などを務めた。首相在任中、金解禁や中国関税自主権の承認、ロンドン海軍軍縮条約の締結をおこなうなど、戦前政党政治を外交内政両面において最も推し進めたとされる。しか

し翌年11月、東京駅で銃弾を受け、1931年（昭和6年）4月、総辞職。同年8月に死去した。その翌月、満州事変が勃発する。

さて、1927年（昭和2年）4月17日、若槻礼次郎憲政党内閣は、台湾銀行救済にかかわる緊急勅令が枢密院本会議で否決されたのをうけて総辞職した。後継首班について昭和天皇より下問をうけた元老西園寺公望は、憲政会について衆議院第二党の位置にあった政友会総裁田中義一を奏薦し、同20日、田中義一政友党内閣が成立した。ちなみに、憲政会の衆議院議席数は166名、政友会は158名、第三党の政友本党は88名であった（総議員数460名）。他方、憲政会と政友本党は合同して、6月1日に民政党を結成。憲政会で党首の若槻につぐ位置にあった浜口雄幸が初代総裁となった。

田中内閣は組閣直後、三週間を期限とする支払猶予の緊急勅令を公布するとともに、日銀に市中銀行への非常貸出をおこなわせた。さらに5月、臨時議会を招集して、その日銀の特別融資に5億円を限度として国家補償をおこなう法案、台湾銀行に政府の補償付きで日銀が2億円を融資する法案を成立させ、金融恐慌はひとまず沈静化した。

また、田中首相は、緊急勅令公布当日（組閣2日後）発表した内閣の「内治外交方針声明」のなかで、内政の基本方針として、「取敢へず現下財界の不安を一掃し、其他は国民精神を作興し、産業立国を根本の基調として、政務の刷新、地方分権、農村振興及び社会政策の実施を計り、且つ司法権の尊厳を維持する^②」旨を明らかにした。

ここで内政の根本基調としている「産業立国」とは、それまでの田中の言葉によれば、「経済政策は勿論、政治も、教育も、国防も、外交も、一に産業の振興を以て其の基調たらしめんことを期する」もので、「公私の施設経営」を「積極進取」の方向でおこなおうとするものであった^③。

この産業立国の方針は、田中が政友会総裁就任演説にお

いて政友会の主要な政綱のひとつとして強調したもので、それ以降も田中総裁のもとで重視されしばしば言及されてきていた。総裁就任演説において田中は、第一次世界大戦後、「戦争の惨禍」によって列国は「侵略的軍国主義の悪夢から覚醒」し、「協調的国際思潮」が基本となったが、そのことはまた国際的に「激しい産業競争の経済戦」を結果することとなり、それに対処するには産業立国が必要だといっているのである。したがってその産業立国の基本は、列国間の国際的な経済競争に対応するための「商工の奨励、貿易の振興」にあり、その他の関連する政策もこれをサポートするものとして位置づけられていた⁴⁾。そして、政友会の伝統的な方針である積極政策、積極財政もこの時期基本的にはそのための方策として考えられていたのである。

2. 経済政策

田中内閣成立後1ヶ月余りを経た6月はじめ、前述のように、憲政会と政友本党の合同により民政党が成立、浜口が初代総裁に就任した。民政党の衆議院議席数は219名(旧憲政会161名、旧政友本党69名ほか)で第一党となり、政友会は190名で少数与党となった。だが、そのころ浜口は体調が優れず、8月中旬からようやく党首としての本格的な活動を開始する。

まず、8月の民政党全国支部長会および9月の同議員総会において、総裁として実質的には初めて本格的な演説をおこない、内政外交の基本方向について自らの考えを明らかにした。そのなかで浜口は、田中内閣の内政についても批判を展開し、いくつかのポイントで自身の構想を対置している。

その内政論においては経済政策の問題が第一にとりあげられている。そこで浜口は、経済界はいま「極端な不景気」に陥っており、先般の金融恐慌は一応沈静化したか、これによって経済が安定したと考えるのは大きな誤りで、経済界は「内面的には未だ安定していない」として、田中内閣の動向を次のように批判している。

「痛心に堪へないのは、政府当局者が今目も依然として積極政策とか産業立国とか云ふ従来の旗印に捉はれ、此の不景気の財界 [= 経済界] に処して計数上到底不可能なる厖大杜撰の予算を編成せんとし、益々経済界の病弊を深刻ならしめんとすることである。……政府は先般総額3億円にも達せんとする新事業を抱へて予算閣議を開いたのであるが、…… [その財源については] 畢竟一般特別会計共に厖大なる公債を發行して、一時を彌縫せんとするに随ちはせぬかと思はれます。……甚しきは、産業振興の為なら何程内債外債を起しても差支へなしなど放言して居る向もあるが、斯の如きは衰余の病体にアルコールを煽つて放歌乱舞せんとするが如く、其の結果益々病源を深くして惨憺たる破滅に陥らんことは、内外の歴史の立証する所である⁵⁾。

すなわち、日本経済は現在深刻な不況に陥っている。それにたいし田中政友会内閣は、積極政策、産業立国の方針

から、「厖大なる公債」を發行するかたちでの予算編成を考えているようであり、関係者の中には産業振興のためならば公債發行はなんら差つかえないなどと発言しているものもある。だがそれは、「衰余の病体にアルコールを煽つて放歌乱舞」するようなもので、結果は「惨憺たる破滅」を招くことになるというのである。

このころ田中内閣は、8月上旬から中旬にかけ予算閣議を開催、各省からの約3億円の新規事業費要求をうけ、予算案への具体的内容の検討をおこなったが、閣僚間で意見が対立して紛糾、結論をえないままに審議をいったん打ちきっていた。

ここで、浜口が、「産業振興の為なら何程内債外債を起しても差支へなしなど放言して居る向もある」としているのは、たとえば当時、政友会の有力者山本条太郎が、国家財政主導による産業振興を主張し、「財政これを許さずば……公債の募集に俟つも不可はない⁶⁾」と発言していたことなどが念頭に置かれていたと思われる。

当時、国債累積額は52億近くとなっており、その利息支払だけでも年間2億7千万円にのぼり、さらに、若槻内閣末期に成立した震災手形法や先の金融恐慌対処のための二法案などで、なお数億の公債増加が見込まれていた。浜口は、そのうえに政府予算として、いわゆる積極政策を遂行するために巨額の公債發行をおこなえば、「累を将来に貽す」ことになり、また「外国に対する帝国財政の信用」を失墜させ、外債の借換に支障をきたすなど、「国家永遠の損害となるの」とみていた。

ちなみに、1927年度(昭和2年度)の一般会計総予算規模は約17億7000万円で、うち歳出中の国債関係費は2億8000万円であった⁸⁾。

さて、ではこのような「経済財政の難局」に、どのように対処すべきかと浜口は考えていたのであろうか。それには経済界を「抜本的に安定」させる必要があり、そのためには「一定の方針」にしたがい、まず「堅忍不拔の精神」をもってその「整理緊縮」に努め、そこから「根本的立直し」をはかるほかないというのである⁹⁾。そして、とるべき「国家永遠の産業政策」の方向として、次のように述べている。

「国家永遠の産業政策としては、此の狭小なる国土の中に現存する生産販売機関の重複過剰濫費無規律を整理統制して、所謂産業組織の現代化を図り、大に主要産業を建設して、国家生産力の根柢を固むることが必要である。立憲民政党の宣言政綱に、国家の整調によりて生産を旺盛にし、分配を公正にし、以て公衆の福利を増進せんことを力説したのは、此の間の基調を語るものであります。然れども今は共の地ならしを為す為にも、緊縮整理を必要とする時代である。無規律、濫費、過剰、重複を助長すべき放慢政策は、現代的産業政策の創設を妨害する点から見ても、断じて之を斥けなければなりません¹⁰⁾。

つまり、「産業組織の現代化」をはかり、「主要産業」を

積極的に建設して、「国家生産力の根柢」をかためる方策をとるべきであり、そのためには今は「緊縮整理」が必要であるというのである。このことは「国家の整調」によって「生産を旺盛に」することの一つの方策と考えられていた。その具体的内実は、ここでの発言では例示的に、「生産販売機関の重複過剰濫費無規律」を「整理統制」という以上には述べられていないが、産業組織の現代化をつうじて国家生産力の基礎を強固にし生産の発展をはかるとの考えは、方向性として後の浜口内閣の産業合理化政策につながっていくものであった。すなわち国の政策によって国民経済のさらなる発展をはかる積極的な方策の一つと考えられていたのである。そのような方策は、後述するように、金解禁政策とあいまって、「産業貿易の堅実なる発達⁽¹¹⁾」をはかろうとするものであり、大きなねらいとしては、内政的観点のみならず、政友会の産業立国策と同様、第一次世界大戦後の国際状況——列国間の経済的国際競争——への対応を念頭においたものであった。ちなみに、民政党の創立宣言においても、政策によって「生産」を「合理化」し「能率を高め」る必要に言及している⁽¹²⁾。

次に浜口は、田中内閣の地租委譲政策を取り上げ、それを批判するとともに、民政党の義務教育費国庫負担増額の方策を対置している。

政友会は、かねてから地方分権・農村振興策の一環として、地租の地方委譲、すなわち地租を国税から市町村税に委譲し、新たな地方財源とすることを党の政策としてかかげ、田中内閣も、地租委譲を実現すべく議会への法案提出を検討していた。

浜口は、政友会の地租委譲案は「無謀なる」ものであり、委譲分をうめる「財源を明示せざる」当該案には賛成できないとし、また、委譲した地租分の国家財政を補填するため、公債の増発か増税にむかう危険があるという。そして、「地方の財政難を緩和」し、「地方民の複利を増進」するためには、現在年額7500万円となっている義務教育費国庫負担額を「逐次に増加」して、将来は小学校教員俸給の「全額国庫支弁」を実現すべきだと主張する。それによって生じる市町村財政の余裕は、すべて市町村税の軽減にむけ、国庫負担額の財源については、将来の歳入における自然増収の一部を充当すべきだとするのである⁽¹³⁾。

ちなみに、浜口らは、憲政会時代より、義務教育費国庫負担の増加を主張し、若槻礼次郎憲政会内閣時に浜口蔵相のもとで国庫負担を3500万円増額、総額7500万円（小学校教員俸給実額の約6割）とした。そして民政党結党後も、政友会の地租委譲論に対置する意味からも、党の重要政策の一つとして、義務教育費中教員俸給全額国庫負担の実現をかかげていた⁽¹⁴⁾。

この地租委譲の問題は、加藤高明護憲三派内閣時、憲政会側の提出した税制整理案にそれが含まれていないとして政友会が反発し、連立政権崩壊のきっかけになったもので、当時大蔵大臣として提案責任者であった浜口にとって因縁浅からぬものがあったのである。

さて、さらに浜口は、田中内閣によっておこなわれた地

方官吏の大規模な更迭について、それは「府県吏員町村吏員等の公職を挙げて政党の餌食とする⁽¹⁵⁾」ものであり、きわめて遺憾なことだとして強く非難する。

田中内閣は、成立まもなく、各府県の知事34人、内務部長38人、警察部長44人、知事部長あわせて110名余りの大規模な更迭をおこなった。これは、従来の内閣交代時の地方官移動の規模をはるかに超えるものであった⁽¹⁶⁾。

それにたいして浜口は、地方官もふくめ、官吏は「国家の公職」にあるもので、「一党一派の奴僕」ではなく、このように地方の公職を「政党の餌食」とするようなことをおこなっていけば、官界の感情は「鬱積」し、官吏の志気は「退廃」し、「国家行政上の弊害」を醸すにいたるだろうという。そして、今回の政府による広範囲な地方官警察官の更迭は、普通選挙制度導入後最初となる各府県会議員の改選、次期の衆議院議員総選挙にむけてのものであり、大規模な選挙干渉がおこなわれるのではないかとの風評をよび、政府当局者も暗にそれをほのめかしている。だが、普通選挙制は多年の各方面からの議論や努力のうえに実現され、まさに「国民の心血を濺いで購はれたもの」である。したがって、普選にのぞんで「自覚に燃えんとする我が民衆」にたいし、選挙干渉によって「其の正義の精神を蹂躪」しうると考えるものがあれば、それは「時代錯誤の見解」といわなければならない。そう浜口は述べ、政府による選挙干渉の可能性にたいして強い警告を発し、また「党利党略」的な地方官吏更迭の弊害に対処するための何らかの制度的方策を考慮すべきことを主張している⁽¹⁷⁾。

3. 政党と君主制

その後、1927年（昭和2年）9月末から10月初めにかけて各府県会議員の選挙がおこなわれた。新たに選出された府県会議員1488名中、政友会は793名、民政党は556名を獲得した。ちなみに、4年前の地方選では、政友会920名、民政党324名であった⁽¹⁸⁾。また、翌年1月下旬、田中内閣は政府最初の施政方針演説直後に衆議院を解散し、普通選挙制度による最初の総選挙が2月20日に実施された。

総選挙にむけて民政党は、社会政策、農村振興、金融機関の改善整備、金解禁、企業統制、義務教育教員俸給全額国庫負担、各種行政制度の改革、を内容とする「七大政策」を発表。

また政友会も、その「主要政策」として、産業立国、地方分権、地租委譲、対支外交方針、財界動乱善後策、営業収益税の軽減、財政計画の建直、保護関税政策、鉄道政策、低利資金の還元、教育制度の改善、社会政策、の12項目を決定公表した。

その間浜口は、11月の民政党関西大会やその後1月の民政党第一回大会、2月上旬におこなわれた民政党議員総会での演説などにおいて、すでにみたような外交論とともに、内政全般にわたってかなり詳細な議論を展開している。そこで、次に、その議論をみていこう⁽¹⁹⁾。

浜口はそこで、まず憲政論をとりあげ、永年追求されてきた政党内閣制の確立がいまや徐々に実現されつつあり、

今後の展開への政治担当者の責任が重大であることを指摘している。

「憲政布かれて殆んど40年、……最近に到り、二大政党の対立の勢成り、政党内閣交立の原則も略々確定を致し、国民は茲に始めて公正なる政治の実現を期待し、漸く憲政有終の美を翹望するに至つたのであります。

政党内閣運用の始に於て、若し当局の態度と姿勢宜しきを得ず、其の誠意と能力とを疑はるるに至つたならば、議会政治の信用を失墜し、国民は失望の結果如何なる事態を発生するに至るやも測り難いのであります。実に今日は我々国民の能力が、果たして政党内閣制の運用に堪ゆるや否やの試験を受けつつある最も大切なる場合でありまして、政治家の責任極めて重大なりと謂はなければなりません⁽²⁰⁾」。

このような重要な時期に、もし政党内閣の運用を誤り、政党がその統治能力を疑われるような事態にたちいたれば、議会政治の信用は失墜し、その結果どのような事態が起こるか予測できないことになるというのである。

ちなみに、浜口はかねてから議院内閣制の実現、したがっていわゆる立憲制的君主制から議会制的君主制への転換を主張していた。たとえば、1917年（大正6年）、寺内内閣下の総選挙での憲政会からの立候補演説において、浜口は次のように述べている。

「現内閣のごとき超然内閣を作つたのは頗る非合理的な話で、之では憲法政治の運用を滑らかにすることは出来ぬ。……彼等〔元老や官僚政治家〕は政党が議会にて民意を基礎として政治を行ふと云へば目を円くして愕く。……〔しかし〕民意を本とせず、議会を基礎とせずして如何にして合理的政治が行ひ得ませう乎。……政党内閣論は憲法の運用問題である。……一層代議政治の理想に向つて進歩せしめる即ち、陛下が多数党の首領に向つて大権を發動せしめるという事実を作るべしといふのが我々の理想とする処であります⁽²¹⁾」。

ここで主張されている、天皇が議会で多数を占める政党の党首を、いわば自動的に首相に任命する方式は、いわゆるイギリス型の議会制的君主制の方向を意味するものであった。なお、ここで筆者のいう立憲制的君主制および議会制的君主制の概念は、マックス・ウェーバーの規定によっている。前者は、プロシア憲法やドイツ帝政などにみられるもので、法律・予算などの承認権をもつ公選議会は存在するが、首相その他の官職任命権はなお君主が掌握しており、後者は、イギリスのように、首相・内閣が実質的には議会によって選出され、君主がそれを承認するかたちをとるものである⁽²²⁾。

では、浜口にとってなぜ代議政治、議会を基礎とする政治が望ましいのであろうか。浜口は、1924年（大正13年）、当時の清浦内閣を批判して、次のような発言を残している。

「政府並び政友本党の人々〔は〕……『政治は実質さへよければそれでよいではないか、其の政策がよければよいのではないか』と云ふけれども我々は決してさうは考へないであります。大凡代議政体は形式の政治であります。……代議士の当選は多数の投票に依つて決せられる。かくの如くにして当選したる代議士は議会に於ても亦多数に依つて事を定めるは、即ち形式の政治であるのであります。譬へそのことが神様が見れば間違つて居ることであつても、多数の意見に依つて事を決する。……代議政体立憲政治を廃すればそれは取りも直さず君主専制の政治となるのであります。我々は一人の英雄によつて支配されるよりは、平凡でも宜い多数の常識に依つて御互いが自身に依つて支配することを希望する。又我々は軍国主義の政治よりも侵略主義の国家よりも文化的の国家にして多数に依つて事を決する所の政治を欲する。……然るに政治の形式はどうでも善政を行へばよいではないかと云ふ人もあるかも知れないが、何が善政であるか何が悪政であるかと云ふことは何に依つてこれを定めるか。……唯一人に依つて善なりと信じた政治を受ける国民こそ誠に迷惑である⁽²³⁾」。

このように浜口は、イギリス型の議院内閣制、議会制的君主制の方向を追求しようとし、そのことは、イギリスでも慣行として確立されていったように、明治憲法下でも慣行として充分実現可能なことであるとみていたのであった。

そしてこの時期、先の引用のように、「最近に到り二大政党の対立の勢成り、政党内閣交立の原則も略々確定を致し」、ようやく「憲政有終の美を翹望するに至つた」として、そのような方向が今や現実のものとなりつつあるというのである。

ただここでの表現では、「二大政党の対立の勢」ができあがるのが、「政党内閣交立の原則」の確定にどのようにつながっていくのかかならずしも明らかでない。また同時期、「政局転換の基準が確立せられて居ります今日、野党として堂々と声明した所は、他日必ず廟堂に立ちて之を實行せねばなりません⁽²⁴⁾」との発言もあるが、ここでの「政局転換の基準」すなわち「政党内閣交立の原則」の具体的内容には言及しておらず、その意味するところは判然としない。

この点について、のちの浜口に、「〔この間〕二大政党樹立の大勢には何ら変化を見ず、随つて政権の移動する時〔その〕帰着するところは明白である⁽²⁵⁾」、との発言がある。すなわち二大政党制によって、政変時の政党間の政権移動が、元老らの恣意によらず、それまでの与党から野党であった政党へ、ある意味で自動的になされうと考えていたのである。したがって、この頃、民政党と政友会による二大政党システムの成立によって、「政局転換の基準が確立」し、政権交代の透明性のあるルールが一応可能になったとみていたと思われる。

さらに、一般に「現代国家」が、きわめて強固な「統率

力」を有するのは、「各人の自由と独創とを尊重」し、そのような「国民を基礎として」国のさまざまな機関が構成されているからであるという。

「進歩せる現代国家が非常に強固なる統率力を有するのは、各人の自由と独創とを尊重し闊達有為の国民を基礎として、其の上に諸般の機関を構成するからであります。個人の自由と独創とを抑圧することを以て、強力なる団体を組織するの条件となすのは、時代錯誤の見解であります⁽²⁶⁾」。

こうして浜口は、「国民の総意」を議会に反映するとともに、国政における「議会中心主義の徹底」を実現すべく、議会をベースとする政党内閣制の確立とその安定的発展を追求しようとしたのである。「立憲民政党は国民の総意を帝国議会に反映し、之を基礎として議会中心主義の徹底を期するものであります⁽²⁷⁾」。

次に、財政経済政策について、浜口は、「我国の経済界は、連年の不景気に加ふるに昨春の動乱〔金融恐慌〕を以てし、産業は振るはず民力は疲弊を極めて居る」として、すみやかに「国民経済の堅実なる恢復発達を計る」方策をとらなければならないとする。そして、それには、財政の整理緊縮をおこなって公債発行を削減するとともに、「金解禁」を実現して経済の再建をはかることが必要だという。

つまり、財政上は整理緊縮の方針をとり、公債発行を抑える。そのことによって、一方では、財政の健全化をはかるとともに財界の整理を促進し、他方、民間への公債引き受けの削減をつうじて経済界への圧迫をとりのぞき、その回復をはかっていく。また、金解禁を実現し、いわば「変態」の状況にある国民経済を「自然の法則」「自然の状態」に復帰させ、国際的な貿易関係の安定化を実現する。国際的な金本位制への復帰をはたしていない現状では、「為替相場は変動常なく」、したがって「我国産業貿易の発達を妨ぐること頗る大なるものがある」、そう浜口は考えていたのである⁽²⁸⁾。

また、このような緊縮財政による公債発行削減と金解禁の実施とは、相互に密接に関連する事柄であった。浜口によれば、「公債の増発」は、「政府の財政を以て民間の経済を圧迫」し、「民間事業の振興を妨ぐる」ことになっている。そのことはまた、財界の整理をさまたげるのみならず、物価の上昇をもたらすことによって、国際貿易における輸出競争力を低させ、国際収支のバランスシートを悪化させている。しかも、最近の正貨減少の傾向と為替相場低落の趨勢をみると、金輸出禁止解除のためには、国際収支の改善によって正貨保有高を増加させるとともに、物価を引き下げ為替相場の回復と安定化をはからなければならない。だが、公債増発は、そのような方向に逆行し、金解禁を困難にしてしまう。またそれのみならず、公債発行高の累積は、「帝国財政経済上の信用」を海外において「失墜」させ、「公債の借換へ其の他に支障を生じ」ることに

なる⁽²⁹⁾。浜口はそうみていた。

ちなみに当時、1927年（昭和2年）の国際収支は、輸出19億9200万円、輸入21億7900万円、したがって貿易赤字1億8600万円、朝鮮台湾の植民地の赤字を加えると、帝国全体の貿易収支は2億9300万円の赤字であった。大戦時の出超から入超に転じた1919年（大正8年）以降、本国植民地をあわせて輸入超過は累計41億8000万円にのぼっていた。また、正貨保有高はピークの約22億円（うち在外正貨11億円）から約13億円（うち在外正貨2億）に減少し、為替相場は金本位制離脱前の100円50ドルから44ドル前後の状態になっていた。この時点の国債総額は58億円で、一般会計総額の約3倍近くであった。このことは民間の投資資金に充当されるべき資金が国債によって吸収され、企業投資資金・長期金融市場の逼迫をもたらす結果となっていた⁽³⁰⁾。そのような状況に浜口はつよい危機感をいだいていたのである。

日本は、第一次世界大戦中の1917年（大正6年）、アメリカの金輸出禁止につづいて金輸出を停止し、金本位制から離脱した。ヨーロッパ交戦諸国はすでに大戦開始直後に同様の処置にふみきっていた。大戦終結後、1919年にアメリカが、1925年にはイギリスも、金輸出解禁をおこない金本位制に復帰した。日本は、1920年（大正9年）の戦後恐慌や1923年（大正12年）の関東大震災などによってその機会を逸し、この時までなお復帰を実現していなかった。憲政会は在野時代から金解禁を主張し、イギリス金解禁当時護憲三派内閣の蔵相であった浜口は、為替相場が低落しかつ貿易収支が悪化している現状では日本は残念ながらまだ金解禁はできないが、「速やかに解禁の機会を作り度い」との声明を発表していた⁽³¹⁾。そして、その後民政党は、さきの七大政策の一つとして、金解禁の実現をとりあげていたのである。他方、政友会は金本位制への復帰の必要性は認めながらも、積極財政や対中国投資などの観点から総じてその問題にあまり積極的ではなかった⁽³²⁾。

つづいて、地租委譲問題について浜口は、先にもふれたように、それには「絶対反対」であり、「永久に抹殺せられんことを望む」との姿勢であったが、田中内閣は予算閣議の継続途中において、かねてからの公約である地租委譲について、昭和四年度に実行することは不可能であるむねの声明をだし、その実施を延期した。それに対して浜口は、財政難となっている現在、地租委譲は「財源の関係上、到底実行不可能」であり、現在の国家財政の現状よりして、年々6700万円の恒久財源を地租委譲により失うことは許されないことは、最初からわかりきったことだという。そして、そのような明白なる道理をわきまえず委譲の実行を宣伝し、予算閣議の途中において始めて延期のやむをえないことを悟るとは、「其の無責任実に驚くに堪へざる」ものだと批判するのである。また、もし昭和5年度より実行するとすれば、やはり公債の増発によるほかはなく、その累積は「財政の基礎を危殆に陥る」ことになり、「無謀の政策」だとして警告を発している⁽³³⁾。

ちなみに、議会解散直前におこなわれた田中首相の施

政方針演説でも、地方自治体に「有力なる財源」を与えるために地租委譲をおこないたい旨が述べられ、三土蔵相の財政演説で、その実施を昭和5年度よりとすることが明言された。また、総選挙にむけて発表された「立憲政友会の主要政策」にも、昭和5年度よりの地租委譲が含まれていた⁽³⁴⁾。なお、財政演説では予算編成方針として、一般会計総額17億7400万円、新規公債発行1億9900万円とされていた（ただし解散のため不成立）。

また、田中内閣および政友会は、地租委譲とかかわらせて「地方分権」を重要な政策としてかかげ、知事公選制や州庁設置案などがとりあげられていた。それについて浜口は、「一度政府部内の議に上った州庁設置案は、闇から闇に葬られ」、また「知事公選論も亦否として消息なく」、田中内閣は、積極的に地方分権を具体化する実際の方策をなんらうちだしていないという。そのみならず、地方分権に逆行するような「地方官を政党化せしむる」傾向の地方官吏の大規模更迭をおこない、また与党政友会や政府・地方官吏が、往々にして「地方自治に干渉し之を攪乱する」のを「黙過する」などの問題ある行動・態度が田中内閣にはみられ、むしろ「地方分権の精神に逆行」している。したがって、「現内閣に果して地方分権実行に対する誠意ありや否やを疑はざるを得ない」。そう浜口は非難する⁽³⁵⁾。そして浜口は次のようにいう。

「政友会年来の主張たり現内閣随一の重要政綱たる地租委譲の問題は国民に対する公約を裏切て之を昭和5年度に延期し、農地債券に依る自作農奨励案は閣議不統一の為未だ決定を見るに至らず、所謂積極政策標榜の下に編成せられたる空前の予算は、徒に其散漫無方針を暴露するのみであつて、一として中心政策と目すべきものを有しない⁽³⁶⁾」。

ここで、「農地債券に依る自作農奨励案」とされているのは、政友会がかねてから地租委譲とともに重要な農村政策の一つとして推進しようとしていた、自作農創設維持のための案件である。田中内閣は、その「産業立国」策の一つとして自作農創設維持を位置づけていたが、その方針にそって山本徳二郎農相は具体策として、政府補償付の農地金庫「農地債権」を毎年8000万円を限度として発行し、小作人に土地購入費を貸し付け、35年間で全小作地の約三割を自作地とする案を閣議に提出した。しかし三土蔵相は財政的な観点からそれに反対し、中橋商工相らも蔵相の意見に同調。閣議では紛糾のすえ、結局当面の予算案には計上せず、関係機関で継続して検討されることとなった⁽³⁷⁾。そのような経過を念頭に、浜口は、「空前の予算」にもかかわらず、政友会が重要施策としてきた地租委譲や自作農創設維持などを欠き、「一として中心政策と目すべきものを有しない」、散漫かつ無方針なものであると批判しているのである。ちなみに、憲政会・民政党は、政友会の自作農創設維持政策にたいして、地主の土地所有権に対して小作人の耕作権をより強化するかたちでの小作立法を対置し、一般的に自作層を創出維持すること自体には否定的で

はなかったが、政策としてはそちらに重点を置いていた。民政党の七大政策でも、農村振興政策の一つとして「小作問題解決の促進⁽³⁸⁾」があげられている。

さらに、浜口は、田中内閣がおこなった地方官の大幅な更迭や、府県会議員選挙への政府の対応について次のように批判している。

現内閣は成立早々に地方長官以下「空前の大更迭」を強行したが、その内容をみると、多くは「党派的情実には囚はれ」て公平を欠き、しかもその範囲は、地方長官にとどまらず、ほとんど全国にわたって地方の警察署長にまでも及んでいる。これは「政務と事務との区別を混同」するものであり、官吏として「公平厳正に其の職務に尽くしたるもの」が、政友会内閣の党派的人事によってその地位を奪われるような事態になっている。その結果「吏風の頹廢」をもたらし、「天下幾十万の官吏をして、国家の官吏たるを忘れて、遂に政党の使用人たるの感を抱かしむる」ことになりかねない⁽³⁹⁾、と。

また、田中内閣は成立以来一連の植民地首脳人事をおこなっていたが、それについても浜口は批判する。それらは「銓衡概ね宜きを得ず」、世論の反対をおして強行し、しかもそのなかには「私恩を売り又は私恩に酬ゆるの具に供して憚らざる」たぐいのものがあり、「新領土の統治上容易ならざる不良の結果」をもたらす「言語道断の沙汰」だ⁽⁴⁰⁾、と。

実際植民地主要ポストに、川村武治台湾総督、山梨半蔵朝鮮総督、池上四郎朝鮮政務総監、木下謙次郎関東庁長官、山本条太郎満鉄社長、松岡洋右副社長など、多くは政友会系ないし田中首相に関係する人物が任命され、新聞その他のジャーナリズムにおいても議論になっていた。ことに、山梨は陸軍以来の田中の盟友ですでに醜聞がつかえられており、池上は元大阪市長で田中後援会の世話役、木下も元代議士で田中に個人的に近い関係にあった⁽⁴¹⁾。

次に浜口は、一般に「政党が党勢の拡張に努むる」のは、「当然のこと」であるが、そのためには「手段を選ばず」との姿勢をとる政友会のやり方は、「断じて容すことの出来ない事柄」だとする。

たとえば昭和3年度予算をみるに、その積極政策とされるものの内容は、鉄道建設計画をはじめ、「国家の施設を挙げて党勢拡張の具に供するものが少くない」。また昨年末地方議会に提出された各府県の予算を点検してみると、「膨大なる公債財源の土木費」を数年にわたる継続費として要求し、これを「好餌」に地方官憲と与党幹部とが相呼応して、「政府与党の党勢拡張に利用しつつある」。このままでは、中央・地方の財政は破壊せられ、国民の負担はますます増加することになっていく。このような事態は「国家の利害国民の休戚を挙げて党利党略の犠牲に供するもの」だ、というのである⁽⁴²⁾。

このような田中内閣の施策とそのやり方は、それ自体問題があるだけでなく、政党政治の将来にとって重大な結果をひきおこしかねないと浜口はみていた。

「今日は我國民の能力が果して、政党内閣制の運用に堪ゆるや否やの試験を受けつつある最も大切なる場合であります。随つて政党政治家の責任は極めて重大なりと謂はなければなりません。然るに現内閣の態度と施設とは、尽く其の重責に悖り全く國民の期待を裏切るものでありまして、吾々の頗る遺憾とする所であります⁽⁴³⁾」。

最後に、浜口の社会政策についての発言をみておこう。当時労働運動や小作争議など社会運動が相当程度広がってきていた。それに対処する意味で、憲政会・民政党においては、社会政策がその重要政策としてかかげられており、民政党の七大政策でも筆頭にあげられ、浜口もまたその問題を重視していた。

浜口はいう。近年「階級間の利害衝突」がますます「激甚ならんとする趨勢」にあり、これを放置すれば、「工場」や「農村」、地方自治体の「公益機関」などにおいて、その影響があらわれ、「産業の平和と繁栄」を阻害し、ひいては「生産の減少」「民力の退嬰」となる。そのことは、多くの「無産者」をふくめて「国民全体の福利」を滅殺し、その「生活を脅威する」結果をもたらし、ひいては「経済組織、産業組織の根底」を動揺させることとなりかねない。

「吾人は夙に此の点に深甚の注意を払ひ、政治的方策の一として、普通選挙の制を断行し、其の実施によりて國民の総意を帝国議院に反映融合せしむることに努力したのであります。又社会的方策としては、社会政策を基調とする税制の整理を行ひ、健康保険の実施を急ぎ、工場法を改正し、国際労働会議の決議を尊重して、国内の事情の許す限り、之が適用実施を計り、其の他各種の政策を実行して、階級間の利害を調和融合せしむることを以て、吾人の重要政綱としたのであります。

将来も亦此方針に従ひ、緩急の度を計り、各種の社会政策を講じて、階級闘争の害毒を除き、産業の不安を未然に防遏すべきは、勿論であります。

今日の時勢は単純なる旧来の道德論のみを以て、労資の協調を達成すべき場合にあらざらざるを以て、必ずや国家自ら進んで、事情の許す限り、立法又は予算の働きに依り、政治上社会上の必要なる施設を行ふことが、必要であると信ずるのであります⁽⁴⁴⁾」。

つまり、社会のさまざまな局面での階級間の利害衝突の激化にたいして、まず、政治的方策のひとつとして、普通選挙制によって、これまで政治的発言力をもたなかった勤労者などをふくめて國民の総意を議院に反映させなければならない。さらに、社会的方策として、社会政策的観点からする税制整理や健康保険の実施、工場法の改正など各種の具体的な施策をおこなって、「階級間の利害を調和融合せしむる」必要がある。このような方針によって、各種の社会政策を実施し、将来の「産業の不安」を未然に防止するとともに、また労資双方も「協力一致」して、「産業の平和と繁栄」をはかり、ともに「共通の福利」を増進すべ

きだ⁽⁴⁵⁾、という。今や労資の協調を「旧来の道德論」によってをはかることはできない時代となっており、「国家自ら」が立法や予算などの政策的処置によって、政治上社会上必要な施策をおこなうことが必要だとみていたのである。

浜口においては、普通選挙制度も、憲政論の観点からのみでなく、ひろい意味での社会政策の一環としても位置づけられていた。それは、これまで政治的発言力をもたなかった勤労者の意志や要求を議院に導き入れ、それらふくめて「國民の総意」を議院に「反映融合」するものとして考えられていたのである。

また、さきの引用でも示唆されているように、社会政策は、それによって「労務者生活の向上を図り人心を安定せしむる」だけでなく、そのことをとおして「産業の不安」を除去し、さらなる産業振興を可能にして、「世界の経済的躍進に後れを取らざる⁽⁴⁶⁾」ためのものであった。あらためていうまでもないことであるが、そのねらいは、日本経済の国際的競争力の強化につながっており、したがって前述の浜口の対中国政策とも関連していた。

そのような観点から浜口は、事情の許すかぎり「立法的手段」によって社会上経済上国情に適した「幾多の社会政策」を実行し、それによって「労資関係の合理化」をはかり、「生産の旺盛と分配の公正」とを期し、「社会不安の禍根を除いて国家全体の福利を増進」させることを希望する、との姿勢をうちだしていた。なお、社会政策の具体的な内容としては、さきの健康保険、税制上の処置、工場法の改正などのほか、「救貧施設」や「住宅改善」、「失業救済」などが例としてあげられている⁽⁴⁷⁾。そして、のちには労働組合法や小作法の制定も、社会政策の一環としてその実現が追求されることになる。

ちなみに、政友会もその政策の一つとして社会政策の実現をかかげ、田中首相も総裁就任以来たびたび社会政策に言及しており、施政方針演説でも、労働者災害扶助法や児童扶助法の制定にふれて⁽⁴⁸⁾。しかし、後述する治安維持法の改定にみられるように、社会運動の高揚に対して、治安立法など警察力による取締りを強化する方向で対処しようとする姿勢が強かった。

4. 政治環境の展開

1928年(昭和3年)2月20日、普通選挙による最初の衆議院総選挙が実施され、その結果、政友会217議席、民政党216議席、実業同志会4議席、革新党3議席、無産政党各派8議席、諸派無所属18議席となった(総議席数466)。政友会29名増、民政党2名減で、政友会は第一党となったが、民政党との差はわずか1議席であった。ちなみに、有権者数は普通選挙制度によって、前回1924年(大正13年)総選挙時の約3倍に急増していた。

民政党との勢力拮抗のなかで、まもなく政友会は、実業同志会と地租・営業収益税の両税委譲の実行をはじめとする政策協定を結び、両党の提携を実現させた。だが衆議院全体の勢力配置は、なお与党系230名、野党各派227名で伯仲し、9名の中立系議員がキャスティング・ボートをに

ざる状態にあった⁽⁴⁹⁾。

このような選挙結果をうけ浜口は、この間政府は「官憲の威力を濫用して干渉圧迫を試み」、その選挙干渉は、組織的にして辛辣を極めるもので、「憲政史上未だ嘗て見ざる所」だと非難するとともに、次のような理由から、内閣は「其の進退を考慮すべき」として退陣をうながした。

政府としては当然きたるべき特別議会には、政友会として多年の間国民に公約してきた重要政策を提案して、その通過に努めるべきである。しかるに、田中内閣は、地租委譲をはじめ、産業振興、鉄道建設計画などの重要政策のなかの一つも「提案を為す能はざる」状態にある。それは、議会の勢力配置上、「其の通過困難なるを知るが為め」であり、総選挙をおこなったにもかかわらず、その基本政策を実行できないのであれば、当然退陣すべきだ、というのである⁽⁵⁰⁾。

当時、衆議院の勢力伯仲の状況下、政友会の一部では公然と再解散論がとなえられ、また激しい切り崩し工作の結果、4名の民政党员が政友会に移籍。それに対して、政友会、実業同志会から各1名が民政党に入党した。

そのようななか、4月下旬、特別議会が開催された。そこで野党各派は「政治国難決議案」を提出。鈴木喜三郎内相による選挙干渉などをとりあげ、内閣を弾劾した。それに対して政府は二度にわたる停会で応じ、各派議員への激しい切り崩し、抱き込み工作をおこなったが功を奏せず、ついに鈴木内相は辞任した。

この件について浜口は、「直接弾劾された内相のみの責任ではない」のであり、「当然内閣全体の責任であらねばならぬ」として、内閣は「直ちに総辞職すべき」だという。この時の選挙干渉について、のちに浜口は次のように述べている。この総選挙は、「国民多年の宿望」であった普通選挙制による最初の国政選挙であり、我々は公平厳正なる選挙によって、「国民の自由意思が有の儘に議院に反映する」ことを希望していた。そして、選挙の管理・監督の責にある政府は、あくまでも厳正公平の態度でのぞみ、「国民の政治的良心に基く所の判断が自由且つ公正に發揮せらる」ように努めるのが、その当然の義務だと考えていた。しかし、事実は全く国民の期待を裏切り、選挙の公正な監督取締の責任を有するところの中央地方の官憲が、「自ら組織的に計画的に空前の選挙干渉を行ひ、国民意思の自由なる表現が妨げられた」のである。このことは、天下周知の事柄であり、田中内閣が普選を冒した罪悪は極めて重大である⁽⁵¹⁾、と。

ちなみに、この時投票日までの選挙違反関係検挙者数は、民政党469件1701人、政友会63件164人、無産政党諸派148件301人⁽⁵²⁾であった。政友会・民政党ともに、立候補者数は340人台で、選挙運動の方法にもそれほど大きな相違はなく、この数字からだけでも、実際かなりバランスを欠いた取締りがなされたといえよう。

また、鈴木内相は、投票日前日、民政党の「議会中心主義」を批判し、そのような考え方は、英米流の穏やかならざる思想であり、帝国憲法の精神を蹂躪するもので、「我

国体と相容れない」旨を声明した⁽⁵³⁾。

浜口はこの発言を、「驚くべき時代錯誤」だとし、そのような行為は、選挙の監督者としての重大な責任を放擲して、与党候補者にむかって「不当不法の援助」を与えようとするもので、「選挙民の自由公正なる意思の表現を妨げ」、普選の精神を蹂躪する所行にはかならない⁽⁵⁴⁾、と非難する。

当時、鈴木はこの発言は、政党政治を自ら否定するものとして各界から批判をあびたが、田中ら政友会は、「政党内閣制」の「確立」を基本的な政策としており⁽⁵⁵⁾、鈴木自身としても政党政治そのものを否定するつもりはなかったと思われる。ただ、選挙前、民政党との議席差は約30あり、衆議院での多数獲得に自信がもてなかった鈴木は、政権維持に強い危機感をもっていた。そこから、かりに政友会が選挙の結果少数党にとどまっても、田中内閣は総辞職する必要はないとの姿勢をうちだすため、民政党の議会中心主義を標的に、政党内閣といえども、かならずしも議会の多数派によって組織せられるべきだというわけではないとの意見を示そうとしたのである。だが、そのことは政党内閣制そのものの実際上の正統性をほり崩していくことにつながっていた。なぜなら、それは、国民の意志の多数を結集している、したがってまた衆議院の多数をベースにしているところ、藩閥官僚政治に優位する存在意義をもっており、このことはまた原敬など多くの政党政治家自身が主張してきたことでもあったからである⁽⁵⁶⁾（なお、鈴木はのちに政友会総裁となる）。

なお、総選挙後、議会召集前の3月15日、治安維持法違反容疑で、共産党関係者、社会主義者の大規模な検挙がおこなわれ（逮捕約1600人、起訴約500人）、つづいて労働農民党、日本労働組合評議会などが、治安警察法にもとづいて解散させられた。

これらの出来事について浜口は、「革命の遂行によつて共産社会の実現を図らんとする」集団にたいしては、そのような政府の処置はある意味で「当然のこと」であるとしながらも、政治の任務はそれで事たれりとするものではないとして、次のようにいう。これらの処置は当面応急の対応にすぎないものであり、「思想問題解決の根本的方策」としては、基本的に「社会上経済上の欠陥に対し適切なる改善」をはかる必要がある。学校教育や社会教育の充実によって「健全なる思想」を涵養することも要請されるが、とりわけ、さまざまな社会政策的施策をおこない、社会不安の禍根を取り除いていかななければならない。すなわち、失業救済、住宅改善、防貧・救貧制度の確立、税制の改善など各種の社会政策や「労資関係の合理化」を実現して、「現代に於ける社会組織の欠陥」をおぎない、国民生活の安定をはかるべきだ⁽⁵⁷⁾、と。

田中内閣はその後も、緊急勅令で治安維持法を改正し罰則を強化するとともに、内務省保安課を拡充し、全県警察部に特別高等課（いわゆる特高）設置するなど、治安体制の強化をはかり、各種の社会運動やそれを背景とする政治動向に対処しようとしていた。浜口はそのような方向とは

異なり、基本的な方策としては、社会政策や教育によって、また政治への民意の反映によって、事態に対応しようとしていたのである。治安対策の点でいえば、浜口はむしろ「極右派の暴力団の横行」に注意を向け、その取締を強く求めている⁽⁵⁸⁾。当時、極右の暴力が、不気味な潮流として政治的にもそのうねりを表面化させてきていたのである。

その後議会で、民政党が内閣不信任案を提出。浜口が、人事行政、選挙干渉、政策不実行、対中国外交などにわたって、提案理由演説をおこなったが、審議未了のまま5月上旬閉会となった。その内容は、これまで紹介してきた田中内閣批判とほぼ同様の趣旨であり、また、すでにこれまでに、そこでの発言をもふくめて浜口の考えを検討してきているので、ここでは繰り返さない。

さて、鈴木内相の辞職ののち、田中首相が内相を兼任していたが、議会終了後の5月下旬、逋相望月房之助が内相にまわり、逋相に久原房之助が任命された。久原は、実業界では名が知られていたが、さきの総選挙直前に入党、初当選した新人議員で、これといった官歴もなく、党内から強い反発をうけた。しかし、田中とは同じ長州出身で以前から深い関係にあり、その政治資金提供者と目されていた。この久原の入閣にたいして、水野錬太郎文相が強硬に反対して辞表を提出。しかし天皇との接見後、暗に慰留の優詔があった旨の談話を発表して辞意を撤回した。だが辞意撤回の経緯について、自己の進退について天皇の優詔を引き合いにだしたとして各方面から非難をうけ、水野文相は辞職。勝田主計が後任となった。その間、天皇に慰留を奏請したのではないかとの疑惑をむけられた田中首相が、水野留任は天皇との接見前にすでに決定しており、優詔によるものはない旨の声明⁽⁵⁹⁾をだすなど、水野と田中の言い分がくいちがい、互いに相手を批判した（久原はのちに政友会において有力派閥を形成し、超国家主義の方向に傾斜していく）。

この水野文相優詔事件に関して、浜口はもっぱら田中首相の措置を問題とし、その一連の言動は「輔弼の責任を誤り立憲の本義を紊る」ものであると非難している。たとえば、「水野文相から進退を一任せられたる田中首相」が、天皇との接見前にすでに文相を留任させることに決定していたならば、「其の辞表は即座に之を水野文相に返却すべきもの」であり、決して辞表を「陛下に執奏すべき」ものではないという。つまり、文相の辞表は、首相が天皇に執奏すれば内閣として正式の決定であり、また、首相が文相に進退を一任せられ、しかも留任させることに決めていたとすれば、辞表を返却し執奏すべきではなかったと論難する。浜口は、閣僚人事をふくめ政治権力の行使は、輔弼の任にある首相および内閣が処理すべきことで、「累を皇室に及ぼす」べきではないと考えていた。すなわち、議会をベースとする内閣総理大臣が政治の最高責任を負っているものであり、天皇の名によって、それとは別のルートで閣僚の進退など重要な政治決定がなされるなどは許されないことであり、「立憲の本義」に反するとのスタンスであったのである⁽⁶⁰⁾。

この間、中国では、5月3日に済南事件がおり、6月4日に張作霖が爆殺される。また7月19日には、日本政府から張学良にたいする易幟延期勧告がなされた。民政党はその間田中内閣の対中国政策を批判する声明を二度にわたって発表している。

このような経過のなかで、8月はじめ、元政友本党党首で民政党顧問の地位にあった床次竹二郎が、対中国政策の相違などを理由に民政党を離脱し、その同調者25人も後を追って離党、新党倶楽部を組織した。政友会との勢力伯仲のなかでのこの脱党は、浜口ら民政党にとって大きな打撃となった。つづいて、田中善立ら民政党代議士5名が憲政一新会を結成して党を離脱、まもなく対中国政策で政友会と提携した。その後床次らの新党倶楽部も政友会に接近、翌年7月完全に合流する。

浜口は、「最近における党内多少の動揺の如き、何ら我党の堂々たる主張を傷つくるものにあらざるは勿論⁽⁶¹⁾」だとの姿勢であったが、衆議院での勢力配置は、政友会220議席にたいして、民政党176議席となり、かなりの劣勢となった感はぬぐえなかった。

そのような経過をへて、12月24日、第56回通常議会在が招集された。会期は翌年の3月25日までで、田中内閣発足後はじめての本格的な議会であった。その前後浜口はいくつかのまとまった発言をしている。次にそれらの内容を見てみよう。ただし、これまでの発言内容と重複する部分は省略して、ポイントとなる点のみにとどめる。

浜口はまず、わが国の経済界は「非常なる難局」に立っているという。たとえば、外国貿易についてみれば、「年々歳々輸入超過を繰返し」ており、その額は大正八年から本年（昭和3年）6月末までの累計が、内地植民地をあわせて、41億8000万円あまりの巨額に達している。しかも、「十年來の懸案」である金輸出の解禁も、いまだ実現されるにいたっていない。したがって為替相場は変動常なく、そのため「我国産業貿易の発達を妨ぐることに頗る大なるものがある」とする⁽⁶²⁾。

また財政についても、政友会はかねてから地租委譲を公約し、その実行を計画していたが、さらに実業同志会と政策協定の結果、営業収益税の地方委譲を声明し、両税委譲法案をつぎの議会で提案することを明らかにした。しかし、浜口のみるところ、この両税委譲によって国庫が失う恒久的収入は年額1億2800万円となる。それに対処するためには公債の増発によって財政計画を立てるほかはないであろう。しかも経済界の不況によって、所得税、営業収益税、取引所税、郵便、電信、電話などの収入が、当初予算にたいしてことごとく減収を示している。そう浜口は指摘し、「公債政策の改善」の必要性を主張する。

すなわち、公債の現在高は約58億7000万円の巨額にのぼり、年々の利払金額は2億8000万円近くにもなっている。そのうえなお公債増発をおこなえば、さらに国家財政の将来への負担を増加させることになる。また、現在のような状態において新規公債を増発し、しかも将来の財政計画においても公債発行を継続していくことになれば、民間の経

済を圧迫し、「将来に向つて民間事業の振興を妨ぐる」結果をもたらす。しかも、経済界の状態が公債引受を不利益または不可能と判断するような状況に立ちいたれば、「財政計画の遂行は遂に行詰らざるを得ない」ことになる。しかし田中政友会内閣は、国民経済の現状をかえりみることなく、「政党の利害と面目」とに拘泥し、その伝統的政策である積極政策を取って強行しようとしている。そのことは「如何にも無理」であり、「如何にも不自然」だ、という。そして、財政の緊縮によって極力新規公債の増発を抑え、公債の償還額を増加し、これまでの公債政策を改善していくべきだと主張するのである。なお、浜口は、両税委譲にかわるような「税制整理の眼目」として、おもに「生活の必需品に対する消費税の整理」によって「一般国民の負担を軽減」する方針を取るべきだとし⁶³⁾、民政党ではさしあたり「砂糖織物消費税の整理⁶⁴⁾」が考えられていた。

次に浜口は、補助金の削除を主張する。浜口はいう。経済界には何事についても「政府の保護助成」に依頼し、それなしでは事業の計画も産業の発展もできないように考える傾向があるが、それは大きなまちがいである。開国以来の歴史を顧みれば、あるいは今日までは無理からぬ点もあったかもしれないが、もはやこれまでのような政府の保護助成に依頼する心得では、「産業の堅実なる発達」は覚束ない。また財政の膨脹、国民負担の増加を抑制することはできない。したがって、財政の整理緊縮の観点から、「独立自助の精神に立脚」して、今や一般特別両会計あわせて1億5000万円をしめる「補助費」を削減する必要があるというのである。またこれと同一の趣旨から、関税政策に「自由通商主義の精神」を注入するの必要があるとする。現状では、保護関税が総花的におこなわれ、社会公衆の利害を顧みない傾向があることは、独立自助の精神を害し、産業の堅実なる発達を妨げるのみならず、また社会正義にも合致しないものであると思う、というのである。ただし、浜口は、「直ちに絶対に自由貿易主義を主張」しようとするものではなく、「国家の大局」よりみて妥当なレベルに関税はとどめるべきだと考えていた⁶⁵⁾。

田中内閣は、その予算案において、産業道路建設、航空輸送、遠洋航路、青少年補習教育などに補助金を支出する計画であり、その額は、一般会計1億1700万円、特別会計3900万円にのぼっていた。また、政友会がかねてから保護関税の強化を主張しており、田中内閣期にも前述の政友会の主要政策のひとつとして、「保護主義関税政策」があげられ、国内産業の保護育成の観点から「関税を高めて外国品の輸入を制限し、国産品を保護することが最も必要である」旨が述べられていた⁶⁶⁾。浜口はこれらを念頭に、補助金の削減と自由通商主義の方向を主張しているのである。

また浜口は、金解禁について、それが急務であることは、すでに識者の定論ともなっているとし、政府は適当の時機をみて断行すべきで、十分な覚悟をもってこれに備えなくてはならない、という。すなわち、財政緊縮の方針を確立して国民に解禁への覚悟を示し、公債の増発を抑制して、その整理の方針を定めるとともに、物価低落の方策を講

じ、国際貸借改善の方針にむかって全幅の努力をなすことが、「金解禁実現に対する必要条件」であるとしている⁶⁷⁾。

さらに浜口は、いわゆる「思想問題」をとりあげ、社会政策や教育の振興などを主張するとともに、むしろ閣僚自らが政治道徳を破壊し、国民思想を悪化させることになっているという。すなわち、政府は、さきの総選挙で「未曾有の選挙干渉言論圧迫」をおこない、極右や官憲の「暴力行為を看過」した。また反対党や中立派の議員にたいして「唾棄すべき陋劣醜悪なる手段」を暗黙の裡に取りつつある。これらは、国民教育、国民思想のうえに、どれだけ憂うべき影響をおよぼしたかはかりしれない。世上しばしば「政治家の魔手が暗黒の内に動いて居る」ようなことが伝えられ、それを「政治家が少しも恥とせず」、あたかも当然の如くふるまっている。しかも、「政治は金銭なり」との態度を示してはばからない政治家があり、しかも世を挙げてこれを怪まざる状況では、憲政の前途は未だ遼遠なりとの感をおこさざるをえない、と。別の個所でも浜口は、利権や脅迫など各種の陋劣な手段をもって、「野党の切崩、抱込」が公然とおこなわれており、「政界腐敗墮落の源泉が、政府内部内而も其最高の所に在る」と、はっきりと非難を田中とその周辺に向けている⁶⁸⁾。

そして、現政府はたびたび「国民思想の善導」を高唱しているが、一国の政治の根本が不正であり公明正大でない時には、思想の善導などできるものではなく、国民思想を云々しようとするれば、先決問題として「政治のやり方を飽く迄公明正大ならしめ」なければならないとする。そのような観点から、「私の理想としては政治は最高の道徳、最高の教育でなければならぬと思ふ」というのである。

浜口からみて、「凡そ政治は政策を以て争ふべきもの」であるが、政界の現状では、政策をもって争う以前に、いわば政治倫理の問題で政府の姿勢を問ひ責任を糾弾しなければならない。そのような事態を「国家のために深く悲しむ」と浜口は嘆いている⁶⁹⁾。

2月上旬、民政党は田中内閣不信任案を提出し、浜口が提案理由説明に立った。そこで浜口は、対中国問題、財政経済問題、両税委譲問題、金解禁問題、政治倫理の問題などを取り上げて田中内閣を非難し、総辞職を迫った。

しかし、不信任案は、結局賛成185、反対249で否決。そして、1929年（昭和4年）5月25日、第56通常議会在終了した。しかし、両税委譲法案、自作農創設維持法案、鉄道敷設法改正案などの重要法案は、一応衆議院を通過したが、貴族院の抵抗によってことごとく審議未了となった。貴族院は水野文相優待問題などで田中内閣への態度を硬化させ、すでに2月下旬、田中首相への問責決議案を可決していた。なお、緊急勅令による治安維持法改正の事後承認案は、衆議院では、賛成249、反対は民政党の大多数ほか170で可決、貴族院でも承認され成立した。

議会在終了後、浜口は、現内閣はもはや「生ける屍」にすぎないとし⁷⁰⁾、財政緊縮と金解禁が緊急に必要な旨を説いて次のようにいう。

田中内閣による本年度の予算では、新規公債発行2億円、

大蔵省証券の発行所要額1億円、それに昨年度未発行分公債などを加えると、起債総額5億円となる。それに本年度借換公債2億円があり、公債関係費は巨額なものとなっている。一方、在外正貨は累年減少して現在9500万円にすぎない。輸入超過は増大し、為替相場は低落、現在対米為替44ドルを割っている。このような経済界の不振は、今の財政経済政策では脱却できない。これに対処するには、公債削減などの財政整理と金解禁が必要であるが、政友会の伝統的政策を根本から変更しないかぎり、それは不可能であり、現内閣ではとうてい実行し得ない。したがって「速やかに印綬を解いて去るべし⁽⁷¹⁾」、と。

このように重要法案がほとんど未成立となるなど、田中首相はきわめて困難な状況におちいていたが、そのようななかで張作霖爆殺問題での上奏違約とそのさいの態度が宮中から問題とされ、7月2日、田中内閣は総辞職する。

この後、後継内閣として、浜口雄幸民政党内閣が成立するが、これ以後の展開と浜口の首相在任期の政治構想については別稿を予定しているので、本稿はここで筆を置きたいと思う。

注

- (1) 「戦間期政党政治の国家構想と対中国政策——浜口雄幸を中心に」、『思想』934号、2000年。
- (2) 『立憲政友会史』第6巻（立憲政友会史編纂部、1933年）298頁。
- (3) 同50頁。
- (4) 同15～16頁、48頁。なお、この時期の政友会の産業政策については、土川信男「政党内閣と産業政策」（一）（二）『国家学会雑誌』108巻1・24号、3・4号（1995年）、参照。
- (5) 「不義の圧迫に屈する勿れ」筆者編『浜口雄幸集 論述・講演篇』（未来社、2000年、以下『論述・講演篇』と略）29頁、1927年年8月。
- (6) 山本条太郎「経済国策に就いて」山本条太郎翁伝記編纂委員会編『山本条太郎』論策一（同編纂委員会、1939年）56頁、76～78頁。昭和2年1月。
- (7) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』29～30頁、1927年8月。
- (8) 京都大学文学部国史研究室・日本近代史事典編纂委員会編『日本近代史辞典』（東洋経済新報社、1958年）916頁。
- (9) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』29頁、1927年8月。「時局を誤る田中内閣の施設経綸」同36頁、1927年9月。
- (10) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』30頁、1927年8月。
- (11) 「経済難局打開の使命」『論述・講演篇』185頁、1929年10月。
- (12) 『民政』第1巻第1号67頁。
- (13) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』30～31頁、1927年8月。「時局を誤る田中内閣の施設経綸」同37～40頁、1927年9月。
- (14) 井深雄二「市町村義務教育費国庫負担政策と全額国庫負担論」（『名古屋工業大学紀要』第51巻、1999年）55頁。河原弥三郎『民政党総攬』（民政党総攬編纂所、1931年）89頁。
- (15) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』31頁、1927年8月。
- (16) 『民政』第1巻第3号4頁。
- (17) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』31～32頁、1927年8月。
- (18) 松尾尊兌「政友会と民政党」『岩波講座日本歴史』第19巻、1976年、97頁。

- (19) なお、2月の議員総会での演説は、1月に予定していた田中内閣不信任決議案提案理由説明が解散により中止となったため、その説明草稿（「田中内閣不信任の六大理由」『論述・講演篇』所収）を、表現を部分的に修正したのみで、内容的にはそのまま使用したものである（『民政党総攬』90頁）。
- (20) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』42頁、1927年11月。
- (21) 「寺内内閣果たして信任すべきか」『論述・講演篇』341～345頁、1917年4月。
- (22) 拙稿「立憲制的君主制から議會制的君主制へ」前掲『環太平洋の国際秩序と日本』311～312頁。
- (23) 「清浦内閣の四大罪惡」『論述・講演篇』455～456頁、1924年3月。
- (24) 「正しきを踏んで懼れず」『論述・講演篇』25頁、1927年6月。
- (25) 「民政党臨時議員総会での演説」『論述・講演篇』91頁、1928年9月。
- (26) 「正しきを踏んで懼れず」『論述・講演篇』26頁、1927年6月。
- (27) 「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』27頁、1927年8月。
- (28) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』50頁、1927年11月。「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』56頁、58～59頁、1928年1月。「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』98頁、101頁、1928年9月。
- (29) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』50頁、1927年11月。「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』59頁、1928年1月。「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』99頁、1928年9月。「不義の圧迫に屈する勿れ」『論述・講演篇』30頁、1927年8月。
- (30) 『立憲政友会史』402～403頁。長岡新吉編著『近代日本の経済』（ミネルヴァ書房、1988年）153頁。安藤良雄編『近代日本経済史要覧』（東京大学出版会、1975年）116頁。伊藤正直「財政・金融」1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』（東京大学出版会、1983年）92頁、110頁。「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』98頁、1928年9月。「暗黒政治打開の一戦」『論述・講演篇』124頁、1929年1月。「緊縮財政と金解禁」『論述・講演篇』130頁、1929年6月。
- (31) 浜口「遺憾乍ら我国は金解禁は出来ぬ」日本銀行調査局編『日本金融史資料昭和編』第21巻390～391頁。
- (32) 「高橋是清談話」『大阪朝日新聞』昭和3年7月21日。
- (33) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』48～49頁、1927年11月。「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』57～58頁、1928年1月。
- (34) 『立憲政友会史』388頁、399頁、420頁。
- (35) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』49頁、1927年11月。
- (36) 「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』57頁、1928年1月。
- (37) 森辺成一「1920年代における自作農創設維持政策と小作立法」『法政論集』第116号、1097年388～390頁。
- (38) 『民政党総攬』89頁。
- (39) 「田中内閣不信任の六大理由」『論述・講演篇』61頁、1928年1月。「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』43頁、1927年11月。
- (40) 「田中内閣不信任の六大理由」『論述・講演篇』62頁、1928年1月。
- (41) 雨宮昭一「田中（義）内閣」林茂他編『日本内閣史録』（第一法規出版、1981年）第3巻166～167頁。『民政党総攬』122頁。
- (42) 「田中内閣不信任の六大理由」『論述・講演篇』63～64頁、1928年1月。「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』43頁、1927年11月。
- (43) 「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』53頁、1928年1月。

- (44) 「政党内閣試練の時代」『論述・講演篇』51頁、1927年11月。
- (45) 同右。
- (46) 「民政党第一回大会での総裁挨拶」『論述・講演篇』59～60頁、1928年1月。
- (47) 同右。
- (48) 『立憲政友会史』48頁、388頁、427頁。
- (49) 川人貞史『日本の政党政治1890～1937年』（東京大学出版会）235頁。
- (50) 鍵山誠之祐編『浜口雄幸氏大論弁集』（実業之日本社、1931年）102～104頁。
- (51) 同、94～100頁。
- (52) 『法律新聞』昭和三年2月25日
- (53) 『東京朝日新聞』昭和三年2月20日。
- (54) 『浜口雄幸氏大論弁集』96頁。
- (55) 『立憲政友会史』68頁。
- (56) 前掲拙著『原敬 転換期の構想』194～204頁。
- (57) 「政界奔流の中心たれ」『論述・講演篇』80頁、1928年4月。「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』102頁、1928年9月。
- (58) 『浜口雄幸氏大論弁集』98頁。
- (59) 東京朝日新聞昭和三年5月25日
- (60) 「輔弼の責任を誤り立憲の本義を紊る」『論述・講演篇』86頁、1928年6月。
- (61) 「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』92頁、1928年9月。
- (62) 同98頁。
- (63) 同99頁。「第五十六議会に直面して」『論述・講演篇』112～113頁、1928年12月。
- (64) 『民政党総攬』141頁。
- (65) 「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』100～101頁、1928年9月。
- (66) 『立憲政友会史』50頁、397頁、423頁、533頁。
- (67) 「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』101頁、1928年9月。「暗黒政治打開の一戦」『論述・講演篇』124頁、1929年1月。
- (68) 「行詰れる局面の展開と民政党の主張」『論述・講演篇』102～103頁、1928年9月。「第五十六議会に直面して」『論述・講演篇』115頁、1928年12月。
- (69) 「離間中傷何するものぞ」『論述・講演篇』106頁、1928年11月。「第五十六議会に直面して」『論述・講演篇』115頁、1928年12月。「年頭所感」『論述・講演篇』117頁、1929年1月。
- (70) 「国民的判決の前に自決せよ」『論述・講演篇』129頁、1929年3月。
- (71) 「緊縮政策と金解禁」『論述・講演篇』130～133頁、1929年3月。

(受稿：2003年6月6日 受理：2003年6月27日)